

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社塩野工務店
(法人番号9210001013954)
業者の住所：福井県小浜市小浜住吉50-17
- 指名停止措置期間：令和2年9月 2日から
令和2年9月15日まで
- 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 事実概要：株式会社塩野工務店は、令和元年5月7日、福井県内の民間工事において高さ2メートル以上の屋根上で下請業者の労働者に作業させるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じず負傷させたとして、令和2年6月26日、小浜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領付表第1第8号「抜粋」

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2月以内</u>